

下呂市監査告示第8号

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和5年12月21日

下呂市監査委員 都竹基己

下呂市監査委員 今井能和

令和5年度

財政援助団体等の監査報告書

下呂市監査委員

目 次

第1	下呂市監査基準への準拠	1
第2	監査の種類	1
第3	監査の対象	1
第4	監査の着眼点	1
第5	監査の実施内容	1
第6	監査の実施場所及び日程	1
第7	監査の結果	1

◎公の施設の指定管理者

〔施設名〕

下呂市萩原あさぎり体育館	2
下呂市萩原あさぎり総合グラウンド	2
飛驒川公園	2
桜谷公園	2
下呂市飛驒川温泉しみずの湯	6
あさぎりサニーランド	9
かなやまサニーランド	9

第1 下呂市監査基準への準拠

当該監査は、下呂市監査基準（令和2年下呂市監査委員告示第4号）に準拠して監査を実施した。

第2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

第3 監査の対象

令和4年度の事務事業の執行状況について、次の団体を監査の対象として実施した。

◎公の施設の指定管理者

施設名	指定管理者	所管部課
下呂市萩原あさぎり体育館 下呂市萩原あさぎり総合グラウンド	特定非営利活動法人 萩原スポーツクラブ	まちづくり推進部 まちづくり推進課
飛騨川公園 桜谷公園	特定非営利活動法人 萩原スポーツクラブ	建設部 建設総務課
下呂市飛騨川温泉 しみずの湯	株式会社 ホリスティック南飛騨	市民保健部 健康医療課
あさぎりサニーランド かなやまサニーランド	社会福祉法人 下呂福祉会	福祉部 高齢福祉課

第4 監査の着眼点

令和4年度（必要に応じて令和3年度）における出納その他の事務の執行が当該財政援助等の目的に沿って行われているかを主眼とした。

第5 監査の実施内容

監査の実施にあたっては、財政援助団体等に監査の実施に必要な資料の提出を求め、提出された事務事業の執行状況等の資料及び関係書類について、照合、通査その他必要と認める手続によって実施するとともに、所管部課の担当者、各団体の代表者等から説明を聴取するなどの方法で実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

下呂市萩原あさぎり体育館、下呂市飛騨川温泉しみずの湯、あさぎりサニーランド

(2) 実施日程

令和5年10月5日・6日

第7 監査の結果

令和5年度財政援助団体等のそれぞれの監査結果は次のとおりである。なお、監査の際に改善や検討を求めた軽易な事項については記述を省略した。

◎公の施設の指定管理者 【施設名 下呂市萩原あさぎり体育館・下呂市萩原あさぎり総合グラウンド・飛騨川公園・桜谷公園】

1 指定管理者の概要

- (1) 名称 特定非営利活動法人 萩原スポーツクラブ
 (2) 所在地 下呂市萩原町羽根1696番地1

2 設置目的

(体育施設)

市民の健全な心身の発達及びスポーツの振興を図るため設置

(公園)

市民の健全な余暇利用及び福祉の増進に資するため設置

3 指定管理施設の概要

(1)施設名称	(2)所在地	(3)施設内容
①下呂市萩原あさぎり体育館	萩原町羽根1696番地1	開設年月 昭和51年8月 建築構造 鉄筋コンクリート2階建 延べ面積 2,762㎡
②下呂市萩原あさぎり総合グラウンド	萩原町羽根1696番地1	開設年月 昭和50年4月 延べ面積 26,219㎡ 建築構造 多目的グラウンド、テニスコート、野球場、屋内弓道場、クラブハウス
③飛騨川公園	萩原町上呂2250番地1	開設年月 平成6年3月 延べ面積 40,828.43㎡ 建築構造 芝生広場・遊園ゾーン、テニスコート、多目的グラウンド、グラウンドゴルフ場、サイクリングロード・河川遊歩道、管理棟
④桜谷公園	萩原町桜洞1496番地4	開設年月 昭和57年 延べ面積 16,466.50㎡ 建築構造 公園、ゲートボール場、休憩棟

(4) 従事者数 事務局長以下8名

- (5) 所管部課 ①②まちづくり推進部まちづくり推進課
③④建設部建設総務課

4 指定管理の内容

- (1) 指定期間 平成31年4月1日 ～ 令和6年3月31日 5年間
 (2) 指定管理料 令和4年度 26,203,454円

(3) 指定管理の主な業務範囲

- ・施設の使用に関する業務
- ・施設の維持管理に関する業務
- ・施設の設置目的を達成するために必要な事業の計画と実施
- ・施設の使用料の徴収等に関する業務
- ・災害時における指定避難所及び指定緊急避難場所としての施設に関する業務
- ・上記に掲げるもののほか、市長等が特に必要と認める業務

(4) 利用料金制 導入あり

5 施設の利用状況 (単位：人)

施設種別		令和3年度	令和4年度	対前年度増減
①	体育館	19,500	20,822	1,322
②	多目的グラウンド	4,979	6,976	1,997
	野球場	5,183	5,700	517
	テニスコート	8,244	9,246	1,002
	弓道場	4,819	4,966	147
③	芝生広場	14,651	19,496	4,845
	テニスコート	2,753	2,087	△666
	多目的グラウンド	3,299	4,453	1,154
	グラウンドゴルフ場	7,209	8,405	1,196
④	桜谷公園	92	106	14

6 決算状況 (単位：円)

科目		令和3年度	令和4年度	対前年度増減
収 入	指定管理料 あさぎり	17,001,000	17,400,000	399,000
	指定管理料 飛騨川	8,208,000	7,900,000	△308,000
	利用料金	5,430,540	6,997,325	1,566,785
	下呂市直接利用	399,980	334,950	△65,030
	下呂市減免補填	2,776,220	3,134,345	358,125
	コロナ対策支援金	724,000	600,000	△124,000
	光熱費高騰対策支援金	0	903,454	903,454
	その他	582,165	628,328	46,163
	計	35,121,905	37,898,402	2,776,497
支 出	給与手当	14,005,845	16,135,519	2,129,674
	法定福利・福利厚生費	2,918,792	2,750,577	△168,215
	消耗品費・備品費・原材料費	2,483,777	2,399,322	△84,455
	光熱水費	4,079,312	6,412,374	2,333,062
	広告宣伝費	0	16,000	16,000

保険料	473,200	460,330	△12,870
委託料	1,042,364	1,275,914	233,550
維持修繕費	3,255,119	3,975,802	720,683
減価償却費	821,769	373,401	△448,368
使用料・賃借料	893,678	884,909	△8,769
役員報酬	780,000	730,000	△50,000
その他	2,485,679	2,174,144	△311,535
計	33,239,535	37,588,292	4,348,757
資金収支差額	1,882,370	310,110	△1,572,260

7 監査意見

監査の結果、事務事業の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められたが、次の事項について検討、または所要の措置を講じられたい。

○指定管理業務について

基本協定における管理物件は、下呂市萩原あさぎり体育館、下呂市萩原あさぎり総合グラウンド、飛騨川公園及び桜谷公園となっているが、管理業務仕様書（明細）に、その他業務として萩原地区の社会体育施設及び学校開放施設（合計8施設）の受付管理に関する業務が規定されている。業務内容は、施設の許可権限を市、教育委員会に有したまま、使用受付及び使用料の収納（徴収は地方自治法施行令第158条により委託）業務を特定非営利活動法人萩原スポーツクラブが行うというものである。本来、指定管理の協定書においては、該当施設に関する事項のみを記載すべきであり、当該施設以外の業務を委託する場合は、別に契約を締結し、その委託料についても指定管理料とは別に歳出科目を設定する等会計事務の明確化を検討されたい。

（まちづくり推進部 まちづくり推進課）

○指定管理施設内での事務所使用について

現在、特定非営利活動法人萩原スポーツクラブについては、その事務所を指定管理施設である下呂市萩原あさぎり体育館内に置いている。特定非営利活動法人萩原スポーツクラブは指定管理業務以外にクラブ運営業務及び下呂市スポーツ協会の業務を受託しており、その事務についても同事務所内で行っている。

指定管理施設内に事務所等を置く場合、その施設に関する業務のみを実施するのが本来であり、当該施設に関する業務以外の業務を実施する場合は目的外使用となるため、行政財産の目的外使用申請書の提出等検討されたい。

（まちづくり推進部 まちづくり推進課）

○施設内非常口の整理整頓について

下呂市萩原あさぎり体育館の炊事場内非常口に物品が置いてあり、非常時避難に支障がある。常日頃、非常口近辺の管理には十分注意されたい。

(特定非営利活動法人 萩原スポーツクラブ)

○下呂市萩原あさぎり体育館、桜谷公園の第三者委託について

指定管理者が本業務を第三者に委託する場合、事前に市の承諾を受けなければならないことになっている（基本協定書第 15 条）。現在、あさぎり体育館の夜間・休日の鍵の管理を近隣住民に、桜谷公園の管理業務をシルバー人材センターに委託しているが、市からの承諾を受けていないことから、下呂市と協議して是正されたい。

(特定非営利活動法人 萩原スポーツクラブ)

○飛騨川公園・桜谷公園の施設管理業務報告の改善について

飛騨川公園・桜谷公園の施設管理業務については、指定管理者から提出される業務報告書により市が履行確認しているが、現在の業務報告書では、業務の実施内容、実施期間、完了写真等を確認できないため、施設管理業務の詳細が確認できる業務報告となるよう是正されたい。

(建設部 建設総務課)

○飛騨川公園・桜谷公園の施設維持管理マニュアルの作成について

現在、飛騨川公園・桜谷公園については、あさぎりスポーツ公園施設維持管理マニュアルに基づいて施設管理業務を実施しているとのことであった。

飛騨川公園・桜谷公園についても、施設の実態に即した施設維持管理マニュアルを作成して適正に管理されたい。

(特定非営利活動法人 萩原スポーツクラブ)

8 むすび

○今後の運営について

令和 4 年度の利用者数は、体育施設で 4 万 7,710 人、飛騨川公園・桜谷公園で 3 万 4,547 人と新型コロナウイルス感染症の影響から回復しつつある。体育施設は、体育館、野球場、多目的グラウンド、テニスコート、屋内弓道場と総合運動施設として充実しており、市内外の方々に利用されている。また、体育館とグラウンドは災害時避難場所として指定されている。左岸の飛騨川公園には公認グランドゴルフ場等があり、これも市内外から多数の利用者がある。飛騨川公園については、遊園施設等の整備計画が進められており、今後、子育て世代の利用も期待される。

特定非営利活動法人萩原スポーツクラブは長年の経験を蓄積しており、円滑な運営に努めている。同時に利用者促進のため会員募集や各種スポーツイベント等を企画実施しているが、到底、利用料収入だけでは運営できず、収入の大半は指定管理料である。今後、市内に点在する体育施設・公園の整備、集約化をどう進めるか。各自治会、学校等との協議を含め、総合的に検討されたい。

◎公の施設の指定管理者 【施設名 下呂市飛騨川温泉しみずの湯】

1 指定管理者の概要

(1)名 称 株式会社 ホリステック南飛騨

(2)所在地 下呂市萩原町四美1426番地 1

2 設置目的

市民の健康増進、高齢者や世代間の交流及びコミュニティの形成を進めるとともに、健康で長生きのできる健やかなまちづくりに寄与するため設置

3 指定管理施設の概要

(1)施設名称 下呂市飛騨川温泉しみずの湯

(2)所 在 地 下呂市萩原町四美1426番地 1

(3)施設内容 構 造 鉄筋コンクリート造 一部木造

延床面積 1,918.15㎡

敷地面積 5,652㎡

○温浴施設棟

①温 泉 浴 室 大浴室、薬草風呂、露天風呂、サウナ室

②運 動 浴 室 温泉運動浴プール、ジャグジー、子供プール

③グループ浴室 個室浴槽、薬草浴槽

④そ の 他 休憩室、談話室、喫茶コーナー

○健康食材体験棟 厨房、体験室、研修室

○敷地内の外構及び植栽

○その他施設

(4)従事者数 17名

(5)所管部課 市民保健部 健康医療課

4 指定管理の内容

(1)指 定期間 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで 2年間

(2)指定管理料 令和4年度 28,633,654円

(3)指定管理の業務範囲

- ・管理施設の使用許可に関する業務
- ・管理施設におけるサービス提供業務
- ・管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務
- ・管理施設等の維持保全に関する業務
- ・危機管理体制の整備、運用に関する業務
- ・前各号に掲げるもののほか、市又は指定管理者が必要と認める業務

(4)利用料金制 導入あり

5 施設の利用状況

(単位：人)

	令和3年度	令和4年度	対前年度増減
温泉浴室	75,440	78,704	3,264
運動浴室（プール等）	21,972	23,153	1,181

6 決算状況

貸借対照表

(単位：円)

科 目	令和3年度	令和4年度	対前年度増減
流動資産	38,942,286	37,000,299	△1,941,987
固定資産	3,486,588	3,230,062	△256,526
資産の部合計	42,428,874	40,230,361	△2,198,513
流動負債	11,645,175	10,791,038	△854,137
固定負債	18,000,000	18,000,000	0
純資産	12,783,699	11,439,323	△1,344,376
負債及び純資産の部合計	42,428,874	40,230,361	△2,198,513

損益計算書

(単位：円)

科 目	令和3年度	令和4年度	対前年度増減
売上高	66,039,888	73,166,039	7,126,151
内 指定管理料	15,714,999	15,714,999	0
売上原価	9,636,755	11,550,155	1,913,400
売上総利益	56,403,133	61,615,884	5,212,751
販売費及び一般管理費	66,286,253	81,026,028	14,739,775
営業損失	9,883,120	19,410,144	9,527,024
営業外収益	7,303,563	18,250,768	10,947,205
内 指定管理料(電気代高騰対策)	0	12,918,655	12,918,655
営業外費用	0	0	0
経常損失	2,579,557	1,159,376	1,420,181
特別利益	0	0	0
特別損失	0	0	0
法人税等	185,000	185,000	0
当期純損失	2,764,557	1,344,376	△1,420,181

7 監査意見

監査の結果、事務事業の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められたが、次の事項について検討、または所要の措置を講じられたい。

○備品台帳の整備について

基本協定書に記載されている備品等（Ⅰ・Ⅱ種）について、指定管理者側の台帳が整備されていなかった。Ⅰ種は市が購入し指定管理者に貸与している備品であり、Ⅱ種は指定管理者が購入した備品であるが、いずれの備品の管理も施設の経理事務に必要であり、市との情報共有のためにも台帳を整備し、管理を徹底されたい。

(株式会社ホリスティック南飛驒)

○避難経路の確保について

温浴施設棟の喫茶コーナー付近に設けられた非常口に物品が置いてあり、非常時の避難に支障がある。常日頃、非常口近辺の管理には十分注意されたい。

(株式会社ホリスティック南飛驒)

8 むすび

○今後の運営について

令和4年度は、風呂・プール利用者数が7万7,665人（教室・家族風呂を除く）となり、新型コロナウイルス感染症の影響から回復しつつあるものの光熱費等が収支を圧迫しており、節電の徹底、従業員賞与の圧縮などでやりくりしているのが現状である。

株式会社ホリスティック南飛驒は支配人を中心に、水泳教室の開催、隣接する施設での通所型サービスAを立ち上げるなど経営努力をしている。今後も「健康な地域づくり」の拠点としての機能を持続するためには、人材育成を含めた経営計画を検討する必要がある。

◎公の施設の指定管理者 【施設名 あさぎりサニーランド・かなやまサニーランド】

1 指定管理者の概要

- (1)名称 社会福祉法人 下呂福祉会
(2)所在地 下呂市萩原町羽根 2710 番地 3

2 設置目的

高齢者に対し、心身の健康の保持及び安定した日常生活に必要な措置を講じ、高齢者の福祉の向上を図るため老人福祉法の規定に基づき設置

3 指定管理施設の概要

(1) あさぎりサニーランド

所在地 下呂市萩原町羽根2710番地 3
建設年 昭和57年（開設年月：養護 昭和33年 4月 特養 昭和57年 4月）
延床面積 5,134㎡
入所定員 特養 70人（短期入所 28人）
養護 50人（短期入所 2人）
従事者数 71名

(2) かなやまサニーランド

所在地 下呂市金山町金山973番地 7
建設年 平成12年（開設年月：平成12年 5月）
延床面積 3,860㎡
入所定員 特養 50人（短期入所 16人）
従事者数 34名

(3) 所管部課 福祉部 高齢福祉課

4 指定管理の内容

(1)指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで 5年間

(2)指定管理料 令和4年度 26,078,811円

(3)指定管理の業務範囲

- ・養護老人ホームの利用に関する業務
- ・特別養護老人ホームの利用に関する業務
- ・短期入所生活介護の利用に関する業務
- ・身体障がい者短期入所の利用に関する業務
- ・施設の維持管理に関する業務
- ・利用者の養護等に関する業務

- ・前各号に掲げるもののほか、市又は指定管理者が必要と認める業務
- (4)利用料金制 導入あり

5 施設の利用人数

【令和4年3月末現在】

施設名		養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	老人短期入所施設
あさぎりサニールンド	定員(人) [A]	50	70	28
	利用人員(人) [B]	49	70	—
	延べ利用人員(人) [C]	—	25,333	7,015
	当月日数(日) [D]	—	365	365
	1日当たり平均利用人員(人) [C/D]	—	69.41	19.22
	利用率(%) [C/(A×D)]	—	99.15	68.64
かなやまサニールンド	定員(人) [E]	—	50	16
	利用人員(人) [F]	—	38	—
	延べ利用人員(人) [G]	—	13,771	4,020
	当月日数(日) [H]	—	365	365
	1日当たり平均利用人員(人) [G/H]	—	37.73	11.01
	利用率(%) [G/(E×H)]	—	75.46	68.84

【令和5年3月末現在】

施設名		養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	老人短期入所施設
あさぎりサニールンド	定員(人) [A]	50	70	28
	利用人員(人) [B]	47	69	—
	延べ利用人員(人) [C]	—	25,212	5,918
	当月日数(日) [D]	—	365	365
	1日当たり平均利用人員(人) [C/D]	—	69.07	16.21
	利用率(%) [C/(A×D)]	—	98.68	57.91
かなやまサニールンド	定員(人) [E]	—	50	16
	利用人員(人) [F]	—	40	—
	延べ利用人員(人) [G]	—	13,777	3,667
	当月日数(日) [H]	—	365	365
	1日当たり平均利用人員(人) [G/H]	—	37.75	10.05
	利用率(%) [G/(E×H)]	—	75.49	62.79

6 決算状況

法人単位事業活動計算書

勘定科目		令和3年度決算	令和4年度決算	前年度増減
サービス活動増減の部				
収 益	介護保険事業収益	606,656,151	598,944,181	△7,711,970
	老人福祉事業収益	121,388,430	126,641,456	5,253,026
	障害福祉サービス等事業収益	0	157,100	157,100
	経常経費寄附金収益	922,539	2,605,000	1,682,461
	サービス活動収益計(1)	728,967,120	728,357,850	△609,270
費 用	人件費	506,842,222	524,977,931	18,135,709
	事業費	110,657,500	118,882,971	8,225,471
	事務費	85,003,032	88,400,898	3,397,866
	減価償却費	9,960,310	9,523,604	△436,706
	サービス活動費用計(2)	712,463,064	741,785,404	29,322,340
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)		16,504,056	△13,427,554	△29,931,610
サービス活動外増減の部				
収 益	受取利息配当金収益	119,252	93,264	△25,988
	その他のサービス活動外収益	1,510,270	912,306	△597,964
	サービス活動外収益計	1,629,522	1,005,570	△623,952
サービス活動外増減差額(4)		1,629,522	1,005,570	△623,952
経常増減差額(5)=(3)+(4)		18,133,578	△12,421,984	△30,555,562
特別増減の部				
費 用	固定資産売却損・処分損	132,006	8	△131,998
	国庫補助金等特別積立金取崩額	0	△177,437	△177,437
	国庫補助金等特別積立金積立額	0	2,550,000	2,550,000
	特別費用計	132,006	2,372,571	2,240,565
特別増減差額(6)		△132,006	△2,372,571	△2,240,565
当期活動増減差額(7)=(5)+(6)		18,001,572	△14,794,555	△32,796,127

※指定管理料は、介護保険事業収益に算入している（令和3年度 30,000,000円、令和4年度 26,078,811円）。

7 監査意見

監査の結果、事務事業の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められたが、次の事項について検討、または所要の措置を講じられたい。

○自主事業の実施に係る承認について

社会福祉法人下呂福祉会では、自主事業として「介護用品支援サービス・あひるバンク」を実施している。当該事業は指定管理施設以外において実施しているが、その事務について

は指定管理施設内で行っている。協定書第44条第2項には、このような場合においては、市に対して業務計画書を提出し、承諾を受けなければならないと規定されているため是正されたい。

(社会福祉法人 下呂福祉会)

8 むすび

○今後の運営について

下呂市老人福祉施設指定管理業務仕様書(令和3年4月1日から令和8年3月31日の5年間)では、12 管理経費(2)「指定管理料は、かなやまサニーランドの介護サービス提供に係る事業費を算出し支払うこととする。精算については、年度協定書及び協定書に基づき行うものとする。」と規定している。指定管理料の算定を収支が大幅な赤字であるかなやまサニーランドの介護サービスに限定していることは財政の面からは効果的である。

一方、特別養護老人施設と養護老人施設を併設しているあさぎりサニーランドの令和4年度収支についても赤字となっている。今後も介護保険事業収入等の動向、人件費・食材費・水道光熱費等の高騰から厳しい経営が予想される。さらに、施設の老朽化、あさぎりサニーランドの移転問題、介護人材の確保等の難題も山積している。

当該施設は、市にとってなくてはならない施設であり、社会福祉法人下呂福祉会は長年の経験を蓄積し、その運営を担ってきた。施設のあり方については、今後の要介護者数の推移予測をも勘案し長期的視野に立った計画を検討されたい。